

## 表紙

○これから、岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）の内容を説明します。

## 1 ページ

○まず本計画の位置付けですが、令和2年3月に策定しました「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」の中で、「今後、適正化対象校及び関係校が含まれる地域ごとに、適正化の方策とその手順及び実施時期等を示した実施計画を策定・公表する」と記載していますが、本計画がその実施計画に該当するものです。

## 2 ページ

○本市の小・中学校の現状について説明します。

○まず現在直面する課題について、大きく3点挙げられます。

○1点目、全国的な人口減少が問題となる中、本市においても児童生徒数がピーク時の約半数に減少しており、今後も減少していくと予測されます。

○2点目、学校の小規模化が進行しており、小学校ではクラス替えができない単学級の学年が増加しています。中学校では、小規模化に伴って配置できる教員の数に制限が生じており、また、設置できる部活動の数が減少するなど、教育環境や学校運営における課題が生じています。

○3点目は学校施設の老朽化です。本市では多くの学校が築40年以上を経過しており、今後の施設整備における課題となっています。

## 3 ページ

○こちらのグラフをご覧ください。先ほど説明したように、児童・生徒数についてはいずれもピークから右肩下がり推移しており、児童数の減少に伴い、学級数が減少し、学校規模が縮小していることがわかります。

## 4 ページ

○こちらの表は、本市の小・中学校を規模別に分類したものです。学校名の下に表記されている数字が児童生徒数です。

○表の左に行くほど規模が小さい学校、右に行くほど規模が大きい学校という見方になります。

○学校によって、学級数や児童生徒数に大きな差が生じていることがわかります。

○後ほど触れますが、破線から左側に位置する10の学校が、適正化を検討する学校となり

ます。

## 5 ページ

○適正化の必要性について確認しますと、情報化やグローバル化が進むこれからの社会では、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、社会性や協調性、コミュニケーション能力等を身につけることが大切です。

○そうした教育活動を十分に行うため、一定の集団規模を確保し、バランスの取れた学校配置を行うことで、より良い教育環境を整備することが必要です。

## 6 ページ

○基本方針の概要について説明します。

○小・中学校の適正規模の考え方については、上の表の右側に記載のとおり、小中学校ともに全学年の学級数を12～18学級としています。

○学校規模の適正化を検討する範囲は、下の表に記載のとおり、小規模校の小学校は、単学級の学年が過半数となる場合、中学校は、学校全体で8学級以下、大規模校は、小中学校ともに25学級以上としています。

## 7 ページ

○次に、適正化の具体的方策については、周辺の学校との距離や学習環境などを勘案しながら、①「通学区域の見直し」と②「学校の統合」の2つの方策で取組を進めていきます。その際の必要な対策として、通学路の安全確保をはじめ、通学環境や学習環境の変化への配慮を行います。

○また、保護者や地域住民の方に丁寧な説明と話し合いを行い、適正化の取組を実施していきます。

## 8 ページ

○次に、適正化を検討する小・中学校について説明します。

○牛滝の谷地域では、小学校で、城東小学校、山直南小学校、山滝小学校、中学校では、山滝中学校が該当します。

○葛城の谷地域では、小学校で、天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校、中学校では、葛城中学校が該当します。

○都市中核地域では、中央小学校、浜小学校が該当します。

## 9 ページ

○次に、適正化に向けた基本的な考え方について説明します。

○(1)適正化の取組に当たっては、適正規模の確保だけではなく、児童生徒の通学距離・時間等の地理的条件や地域コミュニティ等を総合的に勘案して進めていくことが必要であるため、適正化の基本的な単位は既存の中学校区とします。

○(2)統合を含む適正化の場合は、一方の学校が他方の学校を吸収するという考え方ではなく、それぞれの学校が培ってきた歴史や伝統、特色ある教育活動等を継承した上で、新たな学校としてスタートします。

○(3)教育委員会、対象校、地域や保護者の代表等から構成される「(仮称)学校開校準備委員会」を設置し、そこで、新たな学校を開校するまでのスケジュール、通学の安全対策や学校の名称、校歌等、具体的な検討を行います。

○(4)義務教育9年間を通じて、系統性や連続性に配慮した「小中一貫教育」を導入します。具体的には、「岸和田市小中一貫教育基本方針」に基づき、取組を進めていきます。

## 10 ページ

○第1期計画の検討対象地域について説明します。

○基本方針では、「小規模化による教育環境への影響が懸念される地域から順次適正化の取組を実施」と記載しています。

○今回の第1期計画では、「牛滝の谷地域」と「葛城の谷地域」、この2地域の検討対象校及び関係校における適正化の具体的内容を示し、取組に着手します。理由として、この2つの地域は、小学校、中学校ともに検討対象の学校が所在しており、義務教育9年間を通じて小規模化による教育環境への影響が懸念されるためです。

○中央小学校、浜小学校が含まれる「都市中核地域」の適正化については、具体的な内容がとりまとまった段階で、第2期計画を策定・公表します。

## 11 ページ

○こちらは、東葛城小学校の児童数を表すグラフです。これまでの児童数の推移に、今後の推計を加えたもので、実線が地元の児童数、破線が特認児童を含んだ数となっております。

○ご覧のとおり、地元東葛城校区の児童数は、減少傾向が続きます。すべての学年でクラス替えができない単学級で推移し、令和13年度では全校児童で24人と見込まれています。特認児童の状況次第では、2学年で1クラス、3学年で1クラスといった、極めて小さな規模の学校になってしまいます。

○なお、基本方針で示す「適正な学校規模」は小中学校ともに12～18学級ですが、例えば12学級の小学校であれば、グラフの破線で示している位置、約350～400人ほどの児童がい

る規模です。この規模であればクラス替えが可能となり、多様な考えに触れることができる集団規模の目安になります。

#### 12 ページ

○ここで、国の法改正に伴う、35 人学級編制の段階的な拡充による、東葛城小学校の学級数への影響について補足します。

○この表は、従来の学級編制基準と、新たな学級編制基準の学級数を、児童数推計からシミュレーションしたものです。

○ご覧のとおり、新たな学級編制基準で全学年が 35 人学級となった場合でも、東葛城小学校の学級数は変わらず、依然として全学年が単学級の適正化対象規模で推移する見込みで、場合によっては複式学級も発生する可能性があります。

○よって、国の法改正による 35 人学級編制の実施に関わらず、現時点から適正化の取組を進める必要があると考えています。

#### 13 ページ

○適正化の具体的な内容について説明します。

○こちらの校区が関係する案として、（仮称）山滝小中一貫校の設置です。

○アの具体的な内容として、同じ山滝中学校区にある 4 つの学校、山滝中学校、山滝小学校、山直南小学校のうち積川町、稲葉町、岸の丘町、東葛城小学校のうち神於町、上白原町を 1 つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。

○学校の場所は、現在の山滝中学校とし、特色ある教育活動を展開する特認校制度を検討します。

○また、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画にある「（仮称）市立山滝認定こども園」についても、同じ山滝中学校地に設置します。

#### 14 ページ

○イの適正化後の状況について、適正化後は、小学校と中学校の施設が一体となった運営を行うことで、9 年間を通じた小中一貫教育を実践でき、さらに「（仮称）山滝認定こども園」も一体的に整備することで、幼児教育を含めた一貫教育という先進的な取組が可能となります。

○「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針」において、市立認定こども園が果たすべき役割として示されている、小学校への円滑な接続を図るための就学前教育・保育に関するパイロット事業についても積極的に実施します。

## 15 ページ

○学級数は、小学校全体で6学級、中学校全体では3学級で推移する見込みのため、基本方針で示す適正な学校規模が確保できませんが、通学距離等の地理的条件、地域コミュニティ等を踏まえ、現在の山滝中学校区を適正化の範囲とします。

○小規模校の課題については、特認校制度の実施や、施設一体型小中一貫校のメリットを活かした異学年交流行事を多く取り入れることで、多様な考えに触れる機会を創出できるよう、検討していきます。

## 16 ページ

○ここで、今回の適正化案にお示ししている「小中一貫教育」と「特認校制度」について、少し掘り下げて説明します。

○まず小中一貫教育については、令和2年10月に「岸和田市小中一貫教育基本方針」を策定しました。

○目的は、義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した教育活動を展開することです。期待される効果として、「確かな学力」の定着・向上や、小学校から中学校への移行期において環境変化に適応できなくなることによる諸課題「中1ギャップ」の解消などが挙げられます。推進体制としては、「(仮称) 岸和田市小中一貫教育推進会議」でカリキュラム等の具体的内容について議論しながら進めていきます。

## 17 ページ

○続いて特認校制度について、「特認校」とは、住んでいる校区に関わらず、市内全域から通うことができる学校のことです。本市では現在、東葛城小学校を特認校に指定しています。

○特認校の特徴としては、それぞれの地域特性を活かし、特色ある教育を実施できることが挙げられます。例としては、自然を活かした体験学習や、英語・体育・ICTといった、分野に特化した教育、また地域住民や近隣大学といった、学校外の人々とのコラボレーション、少人数での教育の実施といった取組があります。

○また、様々な地域から集まった児童生徒がともに学ぶことは、多様な考えに触れる機会の創出になるため、今回の適正化案においても、一定の集団規模が確保できないことへの対応として、特認校制度の実施を検討します。

## 18 ページ

○一方、皆様の中には、「小規模特認校に指定された東葛城小学校は、小規模という点を学校の良さとして運営してきたのではないのか」といった疑問をお持ちの方もいらっしゃると思います。

○東葛城小学校を小規模特認校に指定するまでの経緯について説明しますと、東葛城小学校は、昭和50年代はじめから、全学年1クラス、学校全体で6クラスの小規模校として長年運営してきました。

○学級数は学校全体で6クラスと、現在まで変わりなく推移していますが、その間学校全体の児童数は減少を続けており、昭和50年代は200人程度で推移していた学校規模が、平成10年代には100人程度、近年では、東葛城校区の児童だけで50人程度にまで減少している状況です。

○平成30年度には、このままの児童数で推移すると、複数の異なる学年を1つのクラスに編制する複式学級が想定されたため、その状況を回避すべく、地域から特認校制度実施の要望書が提出されました。それを受け、市教委としても、市内全域から児童を募集することは、東葛城小学校の児童がより多くの友達を作り、多様な考え方に触れる機会に繋がると考え、平成31年度から小規模特認校として他校区からの児童を受け入れるようになりました。

○しかしながら、児童数の大幅な増加には至らず、また10年後、20年後にはさらに東葛城校区の児童数減少が見込まれ、このままでは2学年で1クラス、3学年で1クラスといった極めて小さな規模の学校になってしまいます。

○これからの未来を生き抜く子どもたちの教育を最優先に考えた場合、適正化の取組が必要であると判断しました。

#### 19 ページ

○こちらは、適正化後の児童生徒数の推計です。

#### 20 ページ

○こちらは、（仮称）山滝小中一貫校の通学区域です。

#### 21 ページ

○こちらは、（仮称）山滝小中一貫校を設置する、山滝中学校の航空写真です。ご覧のとおり、老朽化する校舎の改修及び、校舎の新築を行うことで、小中一貫校として必要な教室数の確保を図ります。

○また、校舎の一部を使用し、（仮称）山滝認定こども園を同敷地内に開園します。

○なお、これはあくまでもイメージ図であり、新校舎のレイアウト等の詳細については、準備委員会での協議等を踏まえ、児童・生徒が快適で、より安心・安全に過ごすことができる環境整備を図っていきます。

## 22 ページ

○続いて、（仮称）葛城小中一貫校の設置です。

○アの具体的内容として、同じ葛城中学校区にある4つの学校、天神山小学校、修斉小学校、東葛城小学校のうち河合町、相川町、塔原町、葛城中学校及び現在の常盤小学校区、桜台中学校区のうち門前町1～3丁目、及び現在の旭小学校区、太田小学校区、土生中学校区のうち神須屋町、土生町などを1つの通学区域とする施設一体型小中一貫校として再編します。

○学校の場所は、現在の葛城中学校とし、特色ある教育活動を展開する特認校制度を検討します。

## 23 ページ

○イの適正化後の状況としては、先ほどの（仮称）山滝小中一貫校と同じく、小学校と中学校の施設が一体となった運営を行うことで、9年間を通じた小中一貫教育を実践します。

○なお、現在の葛城中学校区だけで適正化した場合、適正な学校規模が確保できない状況です。

○そのため、葛城中学校に距離が近い地域及び、コミュニティの面で関係が近い地域の通学区域を見直すことで、集団規模が確保された教育環境の整備を図ります。

## 24 ページ

○通学区域の見直しを実施しても、中学校では、依然として9学級以下の見込みであることから、（仮称）山滝小中一貫校と同様、特認校制度の実施や、施設一体型小中一貫校のメリットを活かした異学年交流行事を多く取り入れることで、多様な考えに触れる機会を創出できるよう、検討していきます。

## 25 ページ

○こちらは先ほど申し上げた、現在の葛城中学校区だけで適正化した場合の児童生徒数の推計です。

○小学校部、中学校部いずれの学級見込数を見ても、適正な学校規模が引き続き確保できない状況です。

## 26 ページ

○こちらは、今回の案でお示しする、門前町、土生町、神須屋町等の通学区域の見直しを含めて適正化した場合の児童生徒数の推計です。

○左の小学校部の表では、下から2段目の児童見込数をみると、約500人の規模で、その下の学級見込み数は概ね16学級で推移することが見込まれます。

○右の中学校部では、下から2段目の生徒見込数で250人～300人、その下の学級見込み数は9学級程度となり、一定の集団規模が確保される見込みとなります。

#### 27 ページ

○こちらは、適正化後の（仮称）葛城小中一貫校の通学区域です。

#### 28 ページ

○こちらは、新たに（仮称）葛城小中一貫校の通学区域となる地域を拡大したものです。

#### 29 ページ

○こちらは、（仮称）葛城小中一貫校を設置する、現在の葛城中学校の航空写真です。ご覧のとおり、老朽化する校舎を建替え及び改修することで、小中一貫校として必要な教室数の確保を図るとともに、今後、準備委員会での協議等を踏まえ、児童・生徒が快適で、安心・安全に過ごすことができる環境整備を行います。

#### 30 ページ

○第1期計画で示す3つ目の学校として、（仮称）山直小学校を設置します。

○同じ山直中学校区にある3つの学校を1つの通学区域とする小学校として再編します。学校の場所は現在の山直北小学校とし、隣接する山直中学校と一体となった小中一貫教育の取組を実践します。

○適正化の具体的内容や適正化後の状況につきましては、実施計画（案）本編の6ページと7ページに記載しております。

#### 31 ページ

○次に、適正化に際しての必要な対応について、順に説明します。

○(1)通学環境への配慮として、適正化により通学環境が変化する場合は、「（仮称）学校開校準備委員会」において安全上の検証を十分に行い、必要な対応を行います。また適正化に伴い、徒歩や自転車による通学が困難となる場合は、スクールバス等を導入します。

○(2)児童生徒が新たな学習環境のもとで学校生活を円滑に送ることができるよう、児童生徒同士の事前交流などを行います。

○また、適正化後の学校については、小・中両方の資格を持つ教員を積極的に配置し、教職員の数が十分に確保されない場合は、市独自の教員加配を検討します。部活動についても十分な数が確保されない場合は、合同チームの結成など、必要な対応を行います。

○(3)児童生徒がより良い教育環境のもとで、安心・安全に学校生活が送れるよう、老朽



化した校舎の建替や改修工事を行います。

○（4）これまで児童生徒の豊かな心を育むために実践してきた、特色ある教育活動を、引き続き積極的に取り入れます。

○（5）支援を必要とする児童生徒への対応として、きめ細やかな指導及び必要な支援のために介助員・支援員を配置するとともに、切れ目のない一貫した支援を行います。

○（6）学校は、教育施設としてだけでなく、防災や地域コミュニティの拠点としての役割を果たしてきたことから、適正化により使用しなくなる学校施設は、地域の方々の意見も踏まえ、幅広い視点から有効に利活用される方策を検討します。

### 32 ページ

○必要な対応の(1)、通学環境への配慮について、適正化によって東葛城校区の通学環境がどのように変化するのか、説明します。

○資料の地図をご覧ください。東葛城小学校から（仮称）葛城小中一貫校を整備する葛城中学校へは、おおよそ 4.5km の距離があることを示しています。

○また、塔原町から葛城中学校までは、おおよそ 9km もの距離があります。塔原町や相川町の児童、生徒は、今でも路線バスを利用して通学しているように、徒歩や自転車での通学が困難な地域だと言えます。

○右上に記載しているように、国における通学距離の基準は小学校で 4km 以内、中学校で 6km 以内と示されています。東葛城校区の児童生徒の多くが、この基準より遠いことになりますが、この基準以内の通学距離であっても、通学路の安全や地理的条件などの地域の実情を踏まえ、必要な場合はスクールバス等を導入します。

○乗降場所や運行ルートなどの詳細については、地域や保護者の皆様のご意見を踏まえつつ、今後準備委員会での協議を経て決定していきます。

### 33 ページ

○適正化までのスケジュールについては、開校に向けた準備・検討に要する期間、校舎の建替及び改修工事期間などを踏まえ、準備委員会の設置後、5 年程度を目安とします。

○また、通学区域が分かれる山直南小学校区と東葛城小学校区の児童の教育環境への影響に配慮し、3 校いずれも開校目標時期は同一を原則とします。

### 34 ページ

○こちらはこれまで申し上げた内容を表に示したイメージ図です。

○今後各校区において、地域への説明を行い、協議を重ねたうえで、今回お示ししている実施計画（案）の成案化を図っていきます。

- その後、(仮称) 学校開校準備委員会を設置し、開校に向けた具体的な協議を開始します。
- 開校までは5年程度を目安としますが、現段階では本計画（案）の成案化の時期や、準備委員会の設置時期が未確定のため、n年度という表記をしています。

#### 最終ページ

- 以上が、今回策定しました岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）の内容となります。
- 内容についてのご質問及びご意見は、市ホームページ 学校適正配置推進課のお問い合わせフォームや、メールアドレス、FAXからお寄せください。ありがとうございました。